

第 号
年 月 日

認 定 取 消 通 知 書

様

墨田区長 印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条の規定により下記の認定を取り消したので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第15条の規定により通知します。

記

認 定 番 号 第 号
認 定 年 月 日 年 月 日
確 認 番 号 第 号
確 認 年 月 日 年 月 日
建築主事の氏名

- 1 認定建築主の氏名又は名称
- 2 認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定に係る建築物の構造
- 5 取消しの理由

(不服申立て等について)

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、墨田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。